

居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出書 に係わる取り扱いについて

一宮町では、**届出日＝届出の受領日**という考え方が原則です。未来日での届出書のお預かりは可能ですが、過去に遡っての届出書の受付はできませんのでご注意ください。

サービス利用の予定がある場合、届出は**事前**に必要となります。認定申請中でも、結果が出るまで約1ヶ月かかることから、届出書は必ず提出してください。

*新規・要支援の区分変更の場合

サービスを利用する前、区分変更申請時に届出が必要です（要支援の区分変更は新規の扱いになります）

サービス利用を開始する前、区分変更申請時に必ず届出書を提出してください。

※適用開始年月日は届出日以降の日付を有効として取り扱います。そのため、原則として、届出が新規の場合は届出日を適用開始年月日として処理し、変更の場合は変更年月日に届出日より前の日付が記載されていたとしても前の日付で取り扱いません（**変更年月日を届出日より前の日付で取り扱いません**）

*暫定利用の場合

包括支援センターに連絡をしてください。

サービスを利用する前に「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を提出してください。この届出書は申請中のため、認定結果が出るまで保留にしておきます。認定結果を確認し、結果が要介護の場合は届出日で居宅介護支援事業所を登録します。結果が要支援の場合は最初に届出のあった日付で「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」に差し替えをします。

※要支援となった場合

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書提出日＝包括と利用者との契約日となります。

届出を忘れてしまった場合、利用者に一旦10割で利用料を負担してもらい、あとで9割分の返還を請求する「償還払い」の手続きをとらざるをえなくなり、利用者に多大な負担がかかることもあります。ご注意ください。

